議　事　日　程

令　和　8　年　6　月　18　日
午　後　3　時　30　分　開　会
さんくす３番館４階教育委員室

第１　報告第　12号　吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

第２　報告第　13号　吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

第３　報告第　14号　教職員人事内申について

第４　請願第　1号　中央図書館における障害原因の明確化、及び利用者対応の改善に関する請願

第５　議案第　29号　吹田市立健都ライブラリー指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について

第６　議案第　30号　吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について

第７　教育長報告

報告第１２号

吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

標記のことについて、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則（昭和４９年吹田市教育委員会規則第６号）第４条第２項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので報告します。

令和８年６月１８日

吹田市教育委員会
教育長　大江　慶博

記

１　臨時に代理した日　令和８年５月 20 日

２　内　　容　別紙のとおりで異議がないものとしました。

議案第５６号

吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

本市は、吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約（令和７年１０月１日議決第７８号）の一部を次のとおり変更します。

令和８年５月２８日提出

吹田市長　後　藤　圭　二

変更部分

項　目	変　更　前	変　更　後
４　工　　期	着工　令和７年９月 市議会議決後 完成　令和８年９月３０日	着工　令和７年９月 市議会議決後 完成　令和８年６月１５日

変更理由

令和７年９月定例会において、提出し承認の議決をいただいた「議案第７８号 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の締結について」の議案内容に誤りがあったことが今般判明したため、その誤りである工期の完成を変更するもの。

議案第５６号参考資料
地域教育部まなびの支援課

吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

１　概要

本年の５月定例会において「吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について」の議案で、地中障害による工事期間の延長に伴う工期の変更のほか、この延長とインフレスライド条項適用による工事金額の増額に伴う請負金額の変更の内容で提案する予定でしたが、昨年９月定例会に提案した当該工事請負契約の締結の議案において、工期の終期に誤りがあったことが今般判明しました。

今回、工期の終期を令和８年９月30日から令和８年６月15日に正しく改める工事請負契約の一部変更の議案を提案し、承認する議決を得られれば、その後、当初予定していた令和８年６月15日から令和８年７月21日への工期の変更のほか、この工期の変更とインフレスライド条項適用に伴う工事請負金額の変更を行う工事請負契約の一部変更の議案を追加提案させていただきたいと考えております。

２　経過

⑴令和６年度

関係部局との打合せ時点では令和８年（2026年）９月30日までの工期であった。

⑵令和７年（2025年）５月27日

資産経営室が、契約検査室に工事の執行及び契約手続の依頼について起案し、まなびの支援課に合議（工期の終期は、令和８年（2026年）６月15日）

⑶令和７年９月定例会

工事の請負契約に係る議案について工期の終期を令和８年（2026年）９月30日までとし提案・議決

⑷令和８年５月定例会

地中障害による工期の延長とこの延長及びインフレスライド条項適用による工事費増額に関する工事請負契約の一部変更議案を作成するものの、工期の誤認に気付かず、工期の終期を令和８年（2026年）６月15日から７月21日へ変更する方向で準備

⑸令和８年（2026年）５月14日

議案書の完成時に、令和７年９月定例会で議決をいただいた工期の終期に誤りがあったことが判明

報告第１３号

吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

標記のことについて、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則（昭和４９年吹田市教育委員会規則第６号）第４条第２項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので報告します。

令和８年６月１８日

吹田市教育委員会
教育長　大江　慶博

記

１　臨時に代理した日　令和８年６月３日

２　内　　容　別紙のとおりで異議がないものとしました。

議案第６６号

吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

本市は、吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約（令和７年１０月１日議決第７８号、令和８年５月２８日議決第５６号）の一部を次のとおり変更します。

令和８年６月４日提出

吹田市長　後　藤　圭　二

変更部分

項　目	変　更　前	変　更　後
４　工　　期	着工　令和７年９月 市議会議決後 完成　令和８年６月１５日	着工　令和７年９月 市議会議決後 完成　令和８年７月２１日
５　請負金額	１５２，４１４，９００円	１５６，５５０，９００円

変更理由

増築する昇降機棟の杭打設時に地中障害があり、杭打設ができない箇所があることが判明し、地中障害の撤去と杭の再打設に１か月程度の期間を要したことから、工期を変更するとともに、変更に伴う経費の増額と国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第２６条第６項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

議案第６６号参考資料
地域教育部まなびの支援課

吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の
一部変更について

１　工 事 名　　吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）

２　工事場所　　吹田市吹東町３番６号

３　変更内容

（１）工期

変更前　　令和７年（2025 年）10 月 1 日から令和８年（2026 年）６月 15 日まで

変更後　　令和７年（2025 年）10 月 1 日から令和８年（2026 年）７月 21 日まで

（２）請負金額

変更前　　152,414,900 円（うち消費税等額　13,855,900 円）

変更後　　156,550,900 円（うち消費税等額　14,231,900 円）

増額金額　　4,136,000 円（うち消費税等額　　376,000 円）

４　変更理由　　増築する昇降機棟の杭打設時に地中障害があり、杭打設ができない箇所があることが判明し、地中障害の撤去と杭の再打設に１か月程度の期間を要したことから、工期を変更するとともに、変更に伴う経費の増額と国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第２６条第６項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

請願第１号

中央図書館における障害原因の明確化、及び利用者対応の改善に関する請願

標記のことについて、次のとおり受理したので提出します。

令和８年６月１８日提出

吹田市教育委員会
教育長　大江　慶博

１　受理年月日　　令和８年５月２２日

２　請　願　者　　山田　哲

３　請願の内容　　別紙のとおり

令和8年5月22日

吹田市教育委員会教育長宛

吹田市[redacted]

山田 哲[redacted]

中央図書館における障害原因の明確化、及び利用者対応の改善に関する請願

1. 請願事項

1－1. 障害原因の明確化

令和8年1月9日に発生した図書館システムでのレスポンス遅延、及び1月10日に発生した図書館システムのサーバーからの異常メッセージ表示に関して中央図書館（以下、図書館）に対して、その発生原因の問い合わせを行った。

その結果、図書館からは「アクセス集中が原因」であるとの回答があり、その原因を裏付ける数値データの提示を求めたところ、長期に亘り回答がないため情報開示請求を行い、数値データは保管されていないということが判明した。

従って図書館としての説明責任は果たされていないため、障害原因の明確化を請願する。

1－2. 利用者対応の改善

1月以降図書館に対して障害原因の明確化についてメールでのやり取りを続けていく中で、利用者に対する不可解な、また理不尽な言動が散見された。

これらの言動に対する質問を当方から図書館に行ったとしても、図書館は回答を拒否する姿勢であるため、教育委員会から図書館に質問をして頂き回答を得ることを請願する。

2. これまでの経緯

詳細は「別紙―1　対応経緯の詳細」に示すが、重要となるポイントを次に示す。

1月 9日（金）

年末年始の図書館システム改修後の初日で、終日レスポンス遅延が発生。

図書館に対し、原因および再発防止策をWebで質問。

1月 10日（土）

図書館システムのサーバーから異常メッセージを検知。

同様に原因・再発防止策をWebで質問。

3月 10日（火）

図書館より電話で「原因はアクセス集中であった」との説明。

3 月 25 日(火)
図書館よりメール回答あり。
しかし、アクセス集中を裏付ける資料の提示はなく、「資料は適切に扱っているが、個別の資料提供は行わない」「今後同様の問い合わせには回答を差し控える」との内容であった。

4 月 23 日(木) 障害原因特定のための資料について情報開示請求。

4 月 30 日(木) 情報開示日時の延長通知。(5/2 に郵送入手 文書番号:吹8地図第 186 号)
・期間:5 月 7 日→5 月 22 日
・理由:請求に係る公文書の特定に時間を要するため

5 月 21 日(木) 情報開示された資料を入手。(文書番号:吹8地図第 186-2 号)
・アクセス集中を示す数値データは存在しない。
・レスポンス遅延の原因はアクセス集中である旨の記載があり、1 月 9 日の図書館システム稼働直後一時的にアクセス集中はあったとしても、その状態が終日継続することは考え難い。
又、数値データなしにアクセス集中は判断不可である。

3. 図書館の言動の問題点、及び回答依頼事項

3－1. 障害原因の明確化

5 月 21 日(木)に入手した資料は前述の通りであり、従来図書館が主張していた「障害原因はアクセス集中」ということは否定された。

図書館として発生障害についての説明責任が果たされていないため、真正な原因、及び再発防止策を報告願う。

3－2. 3 月 10 日(火)の電話連絡

同日に障害原因はアクセス集中であったとの連絡が電話(口頭)であった。
通常、図書館との質疑応答はメールで行っているが、原因の報告という重要な局面において結果をメール(文書)で残すことは必須であるのになぜ口頭で行ったのか、その理由を回答願う。

3－3. 3 月 25 日(火)の図書館の発言(その1)

同日のメールで図書館は「資料は適切に扱っている」との発言をしているが、3 月 11 日に当方は送付したメールで必要とする資料は数値データであることを連絡済みで、図書館として認識済みのはずである。

しかしその数値データは存在しておらずこの発言をした理由を回答願う。

3－4. 3 月 25 日(火)の図書館の発言(その 2)

同日のメールで図書館は「個別の資料提供は行わない」との発言をしているが、図書館は情報開示請求を行えば所蔵する資料の提供義務がある。

なぜこのような発言をしたかの理由を回答願う。

3－5. 3 月 25 日(火)の図書館の発言(その 3)

同日のメールで図書館は「今後同様の問い合わせには回答を差し控える」との発言をしているが、この時点で障害原因の特定は未完了であり図書館とのやり取りは継続する必要がある。

しかしこのように一方的に会話を終了するような発言は利用者軽視としか考えられない。

なぜこのような発言をしたかの理由を回答願う。

3－6. 4 月 30 日(木)の資料開示時期の延長(その 1)

開示時期の延長理由として「請求に係る公文書の特定に時間を要するため」とある一方、3－3項で述べたように図書館は「資料は適切に扱っている」との発言をしている。

適切に文書を扱っているならば公文書の特定に時間を要する必要はない。

この矛盾について前述の延長理由とした真意を回答願う。

3－7. 4 月 30 日(木)の資料開示時期の延長(その 2)

請求に係る公文書は既に特定されており、この延長期間に何を行っていたのかを回答願う。

4. 教育委員会への依頼事項

4－1, 図書館への質問の送付・確認

1－2. 項でも述べたが、3 月 25 日(火)の図書館からのメールにあるように、当方からの質問に対して回答を拒否している。又過去の図書館からの回答を見ると結論のみを掲げそれに至るプロセス、理由等を一切示さない傾向がある。

そこで、次の手順で質問への対応を願う。

① 3項の質問を図書館へ送付して頂く。
② 図書館から回答を得る。
③ ②の回答が常識的に妥当であるかの確認をして頂き、不適切であれば修正を指示して頂く。
④ 最終的に問題がないと判断された時点で、図書館から当方へ回答をメール送付するよう指示して頂く。
メール送付の際は教育委員会で確認済みである旨をメールに記載するように申し入れて頂く。

4－2. コンプライアンス違反の確認

次に示す事項について、コンプライアンス違反であるか否かをご回答願う。

問題がある場合は図書館に対する処置もご回答願う。

① 今回の障害原因は当初図書館が主張していた「アクセス集中」であることの根拠がなく、即ち虚偽の情報を利用者に通知していることから地方公務員法 33 条(信用失墜行為)に抵触する可能性がある。

② 3－6項で述べたが、資料開示時期の変更理由について図書館は矛盾がある言動を行っており、地方公務員法 33 条(信用失墜行為)に抵触する可能性がある。

③ サーバーログ・CPU 使用率・アクセス数などのデジタルデータは吹田市文書管理規程の
・第 1 条(文書＝電磁的記録を含む)
・第 2 条 7 号(内部事務文書＝事務処理のための文書)
・第 15 条(保存区分＝保存義務)
・第 34 条(電子文書の保存義務)
に基づき保存義務があるが、これを怠っている可能性がある。

4－3. 図書館との面談調整

今回の事案ではこれまで述べたように図書館の利用者対応が非常に遺憾であると認識している。

ついては図書館との面談により、このような対応を行っている真意を確認したいと考えているので、図書館に対して面談に応じるよう依頼願う。

尚、面談場所は千里丘図書館を希望する。

以上

別紙―1　対応経緯の詳細

日付	内容	補足事項
1月 9日(金)	年末年始の図書館システム改修後の初日で、終日レスポンス遅延が発生。	図書館に対し、原因および再発防止策をWebで質問。
1月 10日(土)	図書館システムのサーバーから異常メッセージを検知。	同様に原因・再発防止策をWebで質問。
1月 22日(木)	図書館よりメール回答。 内容は「想定外の事象により一時的に不安定な状況が発生した」とのみ記載され、具体的な原因・再発防止策は示されず。	以下を追加で依頼。 ・事象の明確化 ・発生原因 ・再発防止策
2月 2日(月)	図書館に電話で確認したところ、担当O氏より「原因・再発防止策について今は言えない」との回答。	将来的には回答可能と受け取れる内容であった。
2月 3日(火)	進展がないため、Webで回答を催促。	
2月 25日(水)	図書館からメール・電話ともに回答がないため、市政窓口に対し、図書館への回答催促を申請。(第1回)	
3月 10日(火)	図書館より電話で「原因はアクセス集中であった」との説明。	
3月 11日(水)	アクセス集中であったことを裏付ける資料(数値データ)の提示を依頼。	
3月 25日(火)	図書館よりメール回答あり。 しかし、アクセス集中を裏付ける資料の提示はなく、「資料は適切に扱っているが、個別の資料提供は行わない」「今後同様の問い合わせには回答を差し控える」との内容であった。	
3月 26日(水)	図書館への回答促進依頼を市政窓口に投稿。(第2回)	
4月 8日(水)	図書館よりメール回答あり。 しかし内容は「図書館からの回答につきましては、令和8年3月25日付のメールで差し上げたとおりです。」のみであり、質問への回答意思が全く示されなかった。	市政窓口に教育委員会から図書館への回答指示依頼の投稿。(第3回)

日付	内容	補足事項
4 月 22 日(水)	図書館より 4/8(水)と同内容のメール。	市政窓口に投稿状況を電話で確認。教育委員会へは非通知。
4 月 23 日(木)	障害原因特定のための資料について情報開示請求。	
4 月 30 日(木)	情報開示日時の延長通知。(5/2 に郵送入手　文書番号:吹8地図第 186 号)	・期間:5 月 7 日→5 月 22 日 ・理由:請求に係る公文書の特定に時間を要するため
5 月 21 日(木)	情報開示された資料を入手。(文書番号:吹8地図第 186-2 号) 別紙―2参照	・アクセス集中を示す数値データは存在しない。 ・レスポンス遅延の原因はアクセス集中である旨の記載があり、1 月 9 日の図書館システム稼働直後一時的にアクセス集中はあったとしても、その状態が終日継続することは考え難い。 又、数値データなしにアクセス集中は判断不可である。

別紙－2

様式第２号

８吹地図第186-2号
令和８年５月２０日
(2026年)

公文書公開決定通知書

山田　哲　様

吹田市教育委員会
教育長　大江　慶博

令和８年４月２３日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開することに決定したので、吹田市情報公開条例第１１条第１項の規定により通知します。

請求に係る公文書の内容	本件請求のうち、 ・システム事業者から図書館へ提出された報告書・ログ・解析資料 ・図書館内部で作成された障害分析資料・原因分析メモ・対応記録
公開する公文書(特定した公文書)	・令和８年１月３１日付作業完了報告書のうち、WebOPACへのアクセス遅延について ・上記報告書の鑑文
公開の実施の方法	□閲覧　　□写しの交付 ■その他（請求者が「閲覧」又は「写しの交付」を選択）
公開を実施する日時及び場所	本決定通知書の通知日以降、９時から１７時３０分まで（土・日曜日、祝日、１２月２９日～１月３日を除く。）に、市民部市民相談室情報公開担当窓口にて公開を実施します。
担当室課	地域教育部 中央図書館　　電話番号 06-6387-0071

注　１　公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
　　２　写しの送付は、写しの作成及び送付に要する費用の納付が確認でき次第速やかに行います。また、当該費用については、別途請求します。

教　示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、吹田市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）

2　この処分については、審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、吹田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市教育委員会となります。）。（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から１年を経過したときは、提起することができなくなります。）

3　この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、吹田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市教育委員会となります。）。（ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができなくなります。）

2026年1月28日

吹田市立図書館　御中

富士通 Japan 株式会社

WebOPAC へのアクセス遅延について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
2026年1月9日から1月11日にかけて発生いたしましたWebOPACへのアクセス遅延につきまして、下記の通りご報告いたします。
この度は、お客様に多大なご不便、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。
何卒よろしくお願い申し上げます。

―記―

1．発生日時
2026年1月9日（金）10:00 ～ 2026年1月11日（日）05:00（JST）

2．事象
WebOPACにおいて画面応答が遅延し、利用困難となる状況に陥りました。

3．原因
長期休館後のアクセス集中が大きく起因しております。
WebOPACへのリクエストに対して、Webサーバ ⇒ APサーバ ⇒ DBサーバの構成で連携して応答処理を行います。通常時は、特に影響ありませんが、長期休館後でアクセスが集中したことにより、DBサーバからの応答待ちが連鎖的に増加し、本事象が発生したと想定しております。

4．予防対処
アクセス集中が発生した場合、WebOPACにアクセスしづらくなる現象を回避できる仕組みを、予防対処として組み込みました。

以上

令和８年１月３１日

吹田市長　様

大阪府大阪市北区大深町 5-54
富士通 Japan 株式会社
関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)
統括部長　北條　憲

作業完了報告書

下記作業が完了致しましたので、ご報告致します。

記

1. 件名　吹田市立図書館総合システム構築及び運用保守業務
2. 対象システム　図書館システム
3. 作業期間　令和８年１月１日～令和８年１月３１日
4. 完了日　令和８年１月３１日

以上

館長	参事	主幹	主査	担当

様式第６号

８吹地図第186-2号
令和８年５月２０日
(2026年)

公文書不存在通知書

山田　哲　様

吹田市教育委員会
教育長　大江　慶博

令和８年４月２３日付けで公開請求のありました公文書については、請求に係る公文書が存在しないので、吹田市情報公開条例第１１条第２項の規定により通知します。

請求に係る公文書の内容	本件請求のうち、 ・令和8年1月9日（終日）および1月10日（午前中）のサーバーCPU使用率の時系列データ ・同期間のアクセス数・同時接続数・トラフィック量など、アクセス集中を示す数値データ ・1月9日の終日遅延の原因を示す資料（ログ、事業者報告、内部分析資料） ・1月10日の異常メッセージ発生の原因を示す資料 ・上記2件の原因を裏付ける技術資料・ログ・事業者報告書 ・図書館が把握している再発防止策に関する資料一式
不存在の理由	請求に係る文書は市において作成しておらず、システム保守事業者等からも取得していないため。
担当室課	地域教育部 中央図書館　　電話番号 06-6387-0071

教　示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、吹田市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）

2　この処分については、審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、吹田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市教育委員会となります。）。（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から１年を経過したときは、提起することができなくなります。）

3　この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、吹田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市教育委員会となります。）。（ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができなくなります。）

6月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

教　育　長　報　告　事　項

① 各部からの報告事項について

② 生徒指導事案について

教育長報告　各部からの報告について（学校教育部長）

＜令和８年５月定例市議会に関する報告＞

１ 学校教育部からの提出案件について

（１） 議案第 49 号　吹田市立豊津第一小学校外壁等劣化対策１期ほか工事（建築工事）請負契約の締結について

ア　議案の概要

吹田市立豊津第一小学校の外壁等劣化対策１期工事、トイレリニューアル工事及び白板改修工事の請負契約を締結するもの

イ　審議状況

５月 28 日の本会議で提案し、質問及び文教市民常任委員会による審議もなく、同日即決で承認されました。

（２） 議案第50号　吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策１期工事(建築工事)請負契約の締結について

ア　議案の概要

吹田市立山田第三小学校の外壁改修、防水改修及び建具改修の劣化対策 1 期工事の請負契約を締結するもの

イ　審議状況

５月28日の本会議で提案し､質問及び文教市民常任委員会による審議もなく、同日即決で承認されました。

（３） 議案第 51 号　吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事（建築工事）及び吹田市立古江台中学校昇降機設置工事（建築工事）請負契約の締結について

ア　議案の概要

吹田市立古江台中学校の教室、給食配膳室、更衣室、休養室、段差及び渡り廊下の改修工事並びに昇降機設置工事の請負契約を締結するもの

イ　審議状況

５月28日の本会議で提案し､質問及び文教市民常任委員会による審議もなく、同日即決で承認されました。

（４） 議案第 54 号　吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の一部変更について

ア　議案の概要

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第２６条第６項(インフレスライド条項)の適用により、請負金額が変更になったため、変更契約を締結するもの

イ　審議状況

本会議での質問はなく､文教市民常任委員会による審議もありませんでした。

今後、６月 25 日の本会議にて討論・採決が行われます。

（５） 議案第 58 号　吹田市立青山台小学校厨房用備品購入契約の締結について

ア　議案の概要

吹田市立青山台小学校の食器消毒保管機、ガス回転釜等の厨房用備品の購入契約を締結するもの

イ　審議状況

５月 28 日の本会議で提案し、質問及び文教市民常任委員会による審議もなく、同日即決で承認されました。

（６） 議案第 59 号　小学校用ＧＩＧＡ端末ｉＰａｄ購入契約の締結について

ア　小学校用ＧＩＧＡ端末ｉＰａｄ　８，０００台の購入契約を締結するもの

イ　審議状況

本会議での質問はなく、文教市民常任委員会による審議もありませんでした。

今後、６月 25 日の本会議にて討論・採決が行われます。

２ 本会議における主な質疑概要

（１） 教員の働き方改革

（２） 中学校給食調理等業務委託契約

（３） 本市の平和学習

（４） 学校給食における飲用牛乳停止の周知

（５） 部活動指導に意欲のある教職員の兼職兼業ルールの整備

（６） コミュニティスクール導入による教育環境の充実と財源確保

（７） 学校徴収金の公会計化

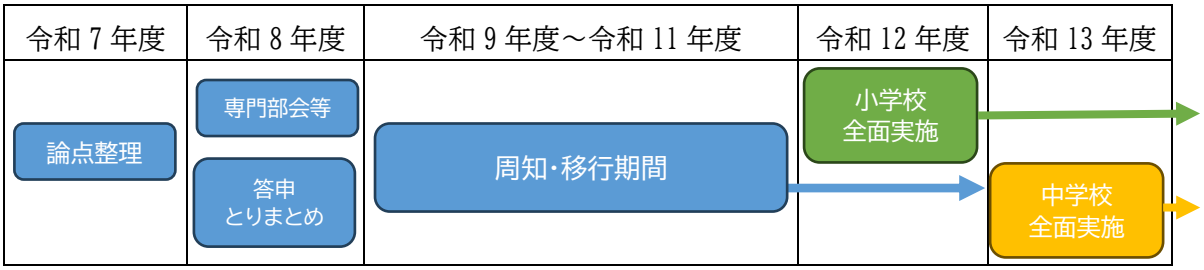
（８）自校屋外プールと水泳授業のあり方

（９）デジタル教育が子供の成長に及ぼす影響

教育長報告①　各部からの報告事項について（教育監）

次期学習指導要領改訂に向けた動向について

１　スケジュール



２　多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

（1）背景

ア 多様な子供たちの増加（不登校、発達課題、日本語指導　等）

イ 生成 AI 等の進化…よりよく使いこなす力、負の側面を制御する力が求められる

ウ 労働市場の変化…企業における中途採用の割合増加。生涯にわたり自律的に学ぶ力が必要

（2）論点整理の方向性

ア 「主体的・対話的で深い学び」の実装…現行学習指導要領の方向性堅持

イ 多様性の包摂…個別最適な学びと協働的な学び

ウ 実現可能性の確保…教員の働き方改革と並行した取組

３　学びに向かう力の育成

学習評価について、子供の学習改善を支えるためのアセスメントとフィードバックを重視したものへと質的な変換を図り、子供の良さを見取り、適宜助言をする形成的評価に注力できる環境を整える。

４　デジタル学習基盤の活用

一人一台学習用端末を文房具のように日常的に授業に活用する

情報活用能力の抜本的向上を図る

５　本市の取組

（1）ｉＰａｄを活用した授業改善

（2）学習指導要領の実装を目指すアップデートプランによる教職員への意識改革

（3）生成 AI に対応したデジタル・シティズンシップ教育の充実

教育長報告①　各部からの報告について（地域教育部長）

＜市議会令和８年５月定例会について＞

１　地域教育部からの提出案件について

⑴　議案第 52 号　吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について

ア　議案の概要

吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）の請負契約を締結するもの

イ　審議状況

本会議での質問はなく、文教市民常任委員会による審議もありませんでした。
今後、６月 25 日の本会議にて討論・採決が行われます。

⑵　議案第 55 号　吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について

ア　議案の概要

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第６項（インフレスライド条項）の適用により請負金額が変更になったため、変更契約を締結するもの

イ　審議状況

本会議での質問はなく、文教市民常任委員会による審議もありませんでした。
今後、６月 25 日の本会議にて討論・採決が行われます。

⑶　議案第 56 号　吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

ア　議案の概要

令和７年９月定例会に提出した吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の議案内容の誤りが今般判明したため、その誤りである工期の完成を正しく変更するもの

イ　審議状況

５月 28 日の本会議で提案し、ミスの経過や原因、再発防止策に関する質問や意見がありましたが、同日即決で承認されました。

⑷　議案第 57 号　重文旧西尾家住宅主屋ほか６棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更について

ア　議案の概要

解体工事や詳細な調査を進める中で、建物の一部が別の建物等と躯体の構造をなす柱を共有していることや、当住宅の改造の履歴等により文化財保護の観

点から改変部分を復原する必要があることのほか、一部の建物の経年劣化が想定以上に進んでいることなどが判明したため、本工事での一体的な修理等による対応が必要なことから、工期及び請負金額を変更するもの

イ　審議状況

本会議での質問はなく、文教市民常任委員会による審議もありませんでした。

今後、６月 25 日の本会議にて討論・採決が行われます。

⑸　議案第 66 号　吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

ア　議案の概要

増築する昇降機棟の杭打設時に地中障害があり、杭打設ができない箇所があることが判明し、地中障害の撤去と杭の再打設に１か月程度の期間を要したことから、工期を延長するとともに、延長に伴う経費の増額と国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第６項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの

イ　審議状況

６月４日の本会議で提案し、質問及び文教市民常任委員会による審議もなく、同日即決で承認されました。

２　本会議における主な質疑概要

⑴　留守家庭児童育成室の入室申請基準の見直しについて

⑵　太陽の広場に係る現在の事業費と国の補助対象から外れた理由について

⑶　教育的施設の持続可能な運営と民間感覚の導入について